

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路建設課 No.001

処 分 名	都市計画事業地内の建築等の許可
処 分 の 概 要	都市計画事業の認可の告示があった後においては、その事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれのある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 65 条第 1 項 都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 40 条
審 査 基 準	事業中（事業認可後）の事業地内では、都市計画事業の施行の障害となるおそれがあることから、建築行為や移動の容易でない物件の設置等は原則許可されません。ただし、申請に係る行為が現在の土地利用の維持管理的なものであってやむを得ないと認められるとき等には、許可することができます。
標準処理期間	概ね約 3 週間～1 カ月を要する。
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：令和 8 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	申請（協議等）先は、道路建設課へお願いします。 （１）武里内牧線（武里小交差点～県道野田岩槻線） （２）中央通り線（袋陣屋線～神明通り） （３）春日部駅東西連絡道路（中央通り～市道 2－3 4 号線）
備 考	

■都市計画法

(建築等の制限)

第六十五条 第六十二条第一項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第六十三条第二項において準用する第六十二条第一項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。

3 第五十二条の二第二項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

■都市計画法施行令

(設置又は堆(たい)積の制限を受ける物件)

第四十条 法第六十五条第一項の政令で定める移動の容易でない物件は、その重量が五トンをこえる物件（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ五トン以下となるものを除く。）とする。